

## 設計業務委託 現場説明書

1. 委託名称 令和8年度 防衛施設周辺民生安定施設整備事業  
総合福祉センター実施設計業務委託
2. 委託場所 宮崎県児湯郡新富町大字上富田 6345 番地 1
3. 委託期間 着手 契約締結日から  
完了 令和10年3月31日まで
4. 予定地概要 敷地面積 約1.0ha  
区域 都市計画区域内（第1種住居地域）  
防火地域 指定なし  
建ぺい率 60% 容積率 200%
5. 事業計画予定

基本設計及び実施設計	令和8年度から令和9年度
申請事務～建設工事	令和10年度～令和12年度
供用開始	令和13年度
旧施設解体設計	令和12年度
旧施設解体工事	令和13年度
南側駐車場整備工事	令和13年度

### 6. 本事業の概要

本事業は、町が令和7年3月に策定した新富町まちづくり基本構想・実施計画（以下「まちづくり計画」という。）の第4章に記述する「町民の健康と福祉の向上～これからも住み続けたいまちへ～」を実現するため、老朽化した福祉学習等供用施設及び老人福祉センターの更新に合わせ、行政の福祉・健康部門を集約し、町民の利便性を高めると共に健康福祉の向上を図る事業である。また、現在実施している様々な機能は維持しつつ、子育て支援機能や児童館機能等を追加することで生まれる様々な相乗効果を期待し、福祉の拠点として総合福祉センターの整備を行うものである。

### 7. 施設の概要

総合福祉センターは、「行政機能」「社会福祉機能」「子育て支援機能」「児童館機能」「健診機能」「児童生徒支援機能」「共用・管理機能」を有した複合施設とし、駐車場及び駐輪場で構成される施設とする。行政手続き等を行う空間や、健康増進活動・子どもが自由に遊べる空間など、多世代が訪れやすく利用しやすい空間とする。また、本町は令和5年12月15日に「ゼロカーボンシティ宣言」を行っている。宣言以降初めての新築整備となるため環境にも十分配慮した施設とする。合わせて本町特有である新田原基地の戦闘機の騒音にも十分配慮した施設とする。

なお、まちづくり計画では諸室の多くを1階に配置しているが、これを原則とするものではなく、町民が身体的・精神的・社会的に満足度が高くこれからも住み続けたいまちとして、魅力あふれる町の未来へつなげることができるよう、様々な事情をお持ちの町民が利用しやすい福祉の拠点として事業者のノウハウや創意工夫による提案を期待している。

8. 総合福祉センターの諸室構成

機能	室名	利用形態	面積	想定される用途、設備の要件	
行政機能	あんしん長寿課 (職員数 19 名程度)	行政事務室	540 m <sup>2</sup> 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種行政手続きや相談業務を実施。</li> <li>・事務室から及び町民側から直接出入りできる個室の相談室(4 人程度)を5室程度備えること。</li> <li>・課内ミーティングが行えるスペース(10 名程度)を1か所程度室内に設けること。</li> <li>・課やセンターを越えて連携のとりやすい配置とする。</li> <li>・職員用机や書棚、コピー機等のスペース含む。</li> </ul>	
	福祉課 (職員数 16 名程度)				
	こども家庭センター (職員数 12 名程度)				
	地域包括支援センター (職員数 8 名程度)				
社会福祉機能	社会福祉協議会事務室 (職員数 8 名程度)	事務室	322 m <sup>2</sup> 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種手続きや相談業務を実施。</li> <li>・事務室から及び町民側から直接出入りできる個室の相談室(4 人程度)を2室程度備えること。</li> <li>・ミーティングが行えるスペース(6 名程度)を1か所程度室内に設けること。</li> </ul>	
	基幹相談支援室 (職員数 2 名程度)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉全般の相談・支援を実施。</li> <li>・他室と壁で仕切れることが望ましいが、今後の事業展開により人数の増減が発生するため、キャビネット等での仕切り等フレキシブルに可動できる配置とすること。(特定相談支援室及び訪問介護室も同様)</li> </ul>
	特定相談支援室 (職員数 2 名程度)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・障がい福祉サービスの利用計画相談・支援を実施。</li> </ul>
	訪問介護室 (職員数 3 名程度)				<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問・居宅介護の受付、計画作成、請求事務を実施。</li> </ul>
	倉庫	倉庫		<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉・レクリエーション用の貸出用備品を保管。</li> </ul>	
	食物保管庫	倉庫		<ul style="list-style-type: none"> <li>・貧困世帯への支給食材の保管。</li> </ul>	

子育て支援 機能 (児童クラブ)	事務室 (職員数 7 名程度)	事務室	280 m <sup>2</sup> 程度	・児童クラブ運営に係る事務を実施。
	学習室	教室		・子どもたちが宿題や勉強をすることを想定。40 名程度。
	集会室	教室		・イベントや子どもたちが安全・安心に遊ぶことを想定。40 名程度。
	収納庫	倉庫		児童クラブの備品・用具の保管。
子育て支援 機能 (病児・病後 児保育)	事務室 (職員数 4 名程度)	事務室	180 m <sup>2</sup> 程度	・病児・病後児保育運営に係る事務を実施。
	保育室	保育室		・病児や病後児の保育を実施。 ・保育室は 5 室程度設けること。 ・各保育室に子ども用のトイレ、バスシ ャワーパンを設けること
	トイレ	トイレ		・職員が利用することを想定。
	調理室	調理		・病児や病後児へ提供する食事を調 理。
	観察室	観察		・病児や病後児の静養・隔離をする部 屋。
	職員休憩室	休憩室		・職員用の休憩室。 ・ロッカーを設けるスペースを考慮す ること。
	洗濯室	洗濯		・病児や病後児の汚れた服等を洗う部 屋 ・洗濯機や汚物洗い場を想定
児童館機能	屋内遊戯広場	体育館	880 m <sup>2</sup> 程 度	・児童が暑い日や雨の日等に遊ぶ広 場を想定。 ・高齢者の健康体操等ができるスペー ス(最大 60 名程度)も考慮。 ・未就学児が安全に遊べるスペースを 設けること。 ・裏山での遊びのような子どもの危険 察知能力を高める遊具を設けること。 ・遊びをとおして児童自身が成長を感 じられるような仕掛けを設けること。 ・子どもが自由な発想のもと様々なモ ノを制作できるスペースを設けること。

				・屋内遊戯広場は、山形県鶴岡市の「バーンフュージョンソライ」、同県山形市の「シェルターインクルーシブプレイス コパル」を参考にしている。
	屋外遊戯広場	公園	890 m <sup>2</sup> 程度	・砂遊びや外遊びができる広場を想定。 ・まちづくり計画では屋上を想定しているが、建物の配置等により建物外に設けることも可能。どちらにおいても車や自転車を気にせず遊べることを想定。
児童生徒支援機能	けやき教室	教室	45 m <sup>2</sup> 程度	・学校に登校することが難しい児童生徒の社会的自立支援を行う教育支援教室を想定。 ・児童クラブや遊戯広場を利用する児童と接しないよう出入口や通路等を考慮すること。
共用・管理機能	大集会室	会議室	230 m <sup>2</sup> 程度	・会議や研修、健康体操、子どもの健診等での利用を想定。 ・机椅子を収納できる倉庫を設けること。 ・内部を2分割して利用できるよう可動式仕切りを設けること。
	中会議室	会議室	90 m <sup>2</sup> 程度	・会議や研修、健康体操、子どもの健診等での利用を想定。 ・机椅子を収納できる倉庫を設けること。 ・内部を2分割して利用できるよう可動式仕切りを設けること。
	中会議室(多目的室)	会議室	90 m <sup>2</sup> 程度	・会議や研修、健康体操、子どもの健診等での利用を想定。 ・机椅子を収納できる倉庫を設けること。 ・内部を2分割して利用できるよう可動式仕切りを設けること。 ・カラオケや音楽療法などでも利用することを想定しているため防音機能も考慮すること。

	小会議室	会議室	55 m <sup>2</sup> 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議や研修、健康体操、子どもの健診等での利用を想定。</li> <li>・机椅子を収納できる倉庫を設けること。</li> <li>・健診用の備品、オートクレープ、シングルベッドを収納する倉庫を設けること。</li> </ul>
	授乳室		108 m <sup>2</sup> 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の利便性や管理者の効率性、子どもの健診時の検尿採取等を考慮し適切に配置すること</li> <li>・高齢者等が失禁等した際に汚れた身体を洗うことを想定。</li> <li>・上記の汚れた衣類等を洗うことを想定。</li> </ul>
	おむつ替え室			
	トイレ			
	シャワー室			
	汚物洗い室			
	洗濯室			
	書庫、倉庫		170 m <sup>2</sup> 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書や備品、災害備蓄品等の保管庫として利用。</li> <li>・行政機能及び社会福祉機能の職員が利用。</li> <li>・昼食休憩時や災害時の休憩時間に利用することを想定。</li> <li>・簡易的な調理が可能であること。</li> <li>・大量印刷する場合に利用。</li> </ul>
	職員用ロッカー兼更衣室			
	職員用休憩室			
	給湯室			
	印刷室			
	ホワイエ			<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉に関するイベントや、展示、物販等を行うことを想定。</li> <li>・利用者が休憩したり、談笑したりしやすい空間とすること。</li> </ul>
	その他			<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政機能及び社会福祉機能の諸室は、時間外の館内利用者の進入を防ぐ機能を設けること。</li> <li>・子育て支援機能(病児・病後児保育)は、館内へのウイルス等のまん延を防ぐ構造とし、専用の出入口を設けること。</li> <li>・災害時には避難所として活用することを想定。</li> </ul>

9. 耐震安全性の分類

官庁施設の総合耐震・津波計画基準による耐震安全性の分類は次のとおりとする。

(活動内容) 多数の者が利用する施設

(ア) 構造体 : II類

(イ) 建築非構造部材 : A類

(ウ) 建築設備 : 乙類

10. 委託概要 令和8年度 防衛施設周辺民生安定施設整備事業 総合福祉センター建築工事

○造成工事一式(土木工事)

○建築主体工事一式

○電気設備工事一式

○機械設備工事一式

○外構工事一式(土木工事)

○用地測量・補償調査一式(土木工事)

○その他必要な工事

・南側駐車場整備工事(土木工事)

敷地面積:約8,500㎡、駐車台数:約300台

上記工事の設計業務(詳細については担当職員と協議のうえ決定)

※ボーリング等の地質調査については設計期間中において行うものとする。

※福祉学習等供用施設及び老人福祉センターの解体設計については委託内容に含まない。

11. 概算工事費 約43億3千万円(消費税相当額10%を含む)

12. 仕様書等

公共建築設計業務委託共通仕様書、建築基準法及び消防法その他関係法に従って行う。

また、土木工事については、宮崎県県土整備部「土木設計業務共通仕様書」(令和8年2月版)、「測量業務共通仕様書」「地質・土質調査業務共通仕様書」(令和7年4月版)「用地調査等業務共通仕様書」(令和6年5月改正版)、ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドラインに従って行う。

13. 支払方法

検査合格後、支払請求の日から30日以内とする。

14. 施設整備予定地位置図及び配置図



## 15. 留意事項

- ・まちづくり計画は、町ホームページに公開しているため参考とすること。  
(町公式ホームページURL)  
[https://www.town.shintomi.lg.jp/soshiki/sogoseisaku/gyomu/seisaku\\_keikaku/1028.html](https://www.town.shintomi.lg.jp/soshiki/sogoseisaku/gyomu/seisaku_keikaku/1028.html)
- ・新富町役場や新富町総合交流センターとの動線を考慮した配置計画とすること。
- ・屋外からの騒音については、防衛省「防衛施設周辺防音事業工事標準仕方書」と同等とする。  
ただし、児童館機能の諸室については屋外からの騒音を考慮する必要は無いが、他の諸室へ音漏れしないよう計画すること。
- ・建築工事等の内訳書の作成はR I B C 2の内訳書作成システムによること。
- ・合理的な工法等を検討し、コスト縮減を図り、環境に配慮した設計とすること。
- ・関係機関等と十分な協議を行い、本工事施工段階において協議不足による変更等が生じないように留意すること。
- ・適切な人員配置を行い、委託期間内にすべてを完了させるようにすること。
- ・使用材料について、設計の段階でカタログや見本等を使用し、具体的な材料の決定から色彩計画まで行うこと。
- ・各室の固定棚・備品等についてプランニングを行い、全ての部屋で実際の機器等を配置した詳細図を作成し決定する。その際、決定過程を図面化・文書化すること。
- ・ゾーニングやイニシャルコスト及びランニングコストを精査し、管理体制等を加味した検討を加えて採用方式を決定すること。その際、決定根拠をグラフ化するなどして、分かりやすい表現とすること。
- ・現地調査を必ず行い現況確認し、振動・騒音・粉塵への対応に配慮した仮設計画を作成すること。
- ・打ち合わせ等については、現地調査を含め、全てを漏れなく記録し提出すること。
- ・委託料は、令和6年度国土交通省告示第8号に基づき本町が定める算定方式により算出している。  
また、土木工事については、設計業務等標準積算基準書（令和7年度版）、ランドスケープコンサルタント業務における標準業務・報酬積算ガイドラインにより算出している。
- ・本事業は防衛省の補助事業であるため、九州防衛局（福岡県福岡市）との設計協議に同行し協議補助を行うこと（1～3回程度）また必要に応じて関係機関等の打合せに同行し、協議補助を行うこと。
- ・町民参加型のワークショップを実施する予定であるため司会進行や資料作成等の補助を行うこと。
- ・建築確認申請手数料等は本町が負担するものとする。
- ・本施設整備に係る開発行為の取り扱いについては宮崎県と協議すること。

## 16. 質疑

本業務委託簡易公募型プロポーザル方式に係る公告の「9.手続き等」を参照。